

PCB廃棄物・PCB使用機器について

群馬県森林環境部環境局廃棄物・リサイクル課

1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分期間について

PCB廃棄物はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）並びに国の基本計画により、処分期間が定められています。群馬県内のPCB廃棄物の処分期間と処理施設は以下のとおりです。

区分	廃棄物の種類	処分期間	処理施設
高濃度PCB廃棄物 (PCB濃度 5,000mg/kg を超えるもの)	変圧器・コンデンサー類	<u>2022年3月31日まで</u>	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO) 北海道PCB処理事業所
	安定器・汚染物等	<u>2023年3月31日まで</u>	
低濃度PCB廃棄物 (PCB濃度 5,000mg/kg 以下のもの)	微量のPCBを含む電気機器等	<u>2027年3月31日まで</u>	無害化処理認定施設 都道府県知事等許可施設

・PCB含有不明の変圧器・コンデンサー類を保有している場合
メーカーへ問い合わせをしてもPCBが含まれていないことが確認できない変圧器・コンデンサー類は、PCB濃度分析を実施し、PCB含有の有無を確認してください。

2 高濃度PCB使用製品について

高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物と同様に上記1の処分期間内の廃棄・処分が義務付けられています。また、処分期間内等に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品（変圧器・コンデンサー等については処分期間末日の1年後までに廃棄されなかったもの。安定器等については処分期間の末日までに廃棄されなかったもの。）については、PCB特別措置法により高濃度PCB廃棄物とみなされ、改善命令・行政代執行の対象となります。

3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)への登録（※）について

（※高濃度PCBを使用した機器を保有している事業者のみ）

群馬県内の高濃度PCBを使用した変圧器・コンデンサー・安定器等は、JESCO 北海道PCB処理事業所で処分されます。処分するためには、事前登録が必要です。処分には一定の期間を要するため、早めの登録を行ってください。

4 PCB廃棄物の処分費用に対する支援について

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理費用の軽減制度（中小企業等処理費用軽減制度）

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その処理費用が軽減される措置があります。一定の条件を満たす、中小企業者、中小企業団体等及び法人にあつては70%、個人にあつては95%が軽減されます。詳しくは、JESCOへお問い合わせください。【ホームページ：<http://www.jesconet.co.jp/>】

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理資金（群馬県環境生活保全創造資金融資）

群馬県では、県内の中小企業者等を対象に、PCB廃棄物の収集運搬、処分及び代替機器設置の費用を対象とした融資制度を設けています。（限度額5,000万円・利率1.7%/年以内・期間7年以内）

着手前に事前審査が必要です。詳しくは群馬県廃棄物・リサイクル課リサイクル係へお問い合わせください。【ホームページ：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp15/index.htm>】

5 PCB 特別措置法に基づく届出について

保管及び処分の状況の届出 【毎年6月末までに届出】	保管事業所変更の届出 【変更から10日以内に届出】	全処分・全廃棄の届出 【全てのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託した日から20日以内に届出、高濃度PCB使用製品の廃棄を終えた日から20日以内に届出】
PCB廃棄物を保管している事業者は、保管・処分の状況について毎年届出を行わなければなりません。	社内での一括管理や営業所廃止等のため、PCB廃棄物の保管場所を変更したときは届出が必要です。	全てのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託したときは届出が必要です。また、同様に全ての高濃度PCB使用製品の廃棄を終えたときも届出が必要です。

6 届出書の提出及び問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する環境事務所又は森林環境事務所までお願いします。

事務所名	電話番号	管轄区域
中部環境事務所	027-219-2021	伊勢崎市、渋川市、玉村町、榛東村、吉岡町
西部森林環境事務所	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻森林環境事務所	0279-75-4611	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
利根沼田森林環境事務所	0278-22-4481	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村
東部環境事務所	0276-31-2517	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

7 PCB廃棄物に関して注意が必要な事項

PCB廃棄物の保管	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	譲渡し及び譲受けの制限
PCB廃棄物の保管は、廃棄物処理法に基づく「 特別管理産業廃棄物保管基準 」に従わなければなりません。	PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業場ごとに廃棄物処理法に基づく「 特別管理産業廃棄物管理責任者 」を設置しなければなりません。	PCB廃棄物の譲渡し、譲り受けはPCB特別措置法により原則禁止されています。

PCB廃棄物の保管基準について：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp15/008.htm>

特別管理産業廃棄物管理責任者について：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp02/003.htm>